

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年3月14日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 芳賀 裕
地方産業安全専門官 鈴木 淳
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

『安全行動再確認運動』を実施します！ － いそがない、あせらない、おこたらない －

群馬労働局（局長 かとうひろと 加藤博人）では、死亡災害を含む労働災害が増加していることを受けて、『安全行動再確認運動』を全県下で実施します。

『安全行動再確認運動』の内容

1 運動スローガン

「手順を守ってひとつずつ」

- ・ いそがない ～ 忙しい時ほど 落ち着いて ～
- ・ あせらない ～ あせりは禁物 事故のもと ～
- ・ おこたらない ～ 横着するのは 危険です ～

2 本運動を実施する背景

群馬労働局管内における労働災害は、長期的に減少傾向にあったものが、近年は増加傾向に転じ、令和5年は、死亡者数・死傷者数ともに前年を上回っています。

令和5年度を初年度とする『第14次労働災害防止計画』の目標の一つ「労働災害の減少への転換」を実現するためには、事業者による取組だけでなく、労働者一人一人が、常に「手順を守ってひとつずつ」、「いそがない」、「あせらない」、「おこたらない」との安全行動を取ることが重要です。

死亡災害を始めとする労働災害の防止を徹底するため、労働災害発生リスクの高まる年度末・年末・夏季・冬季を始め、年間を通じた継続的取組として本運動を実施するものです。

3 本運動に関する労働局の取組

- (1) 県内の労働基準監督署やハローワークにおける周知啓発
- (2) 事業者団体、労働災害防止団体等に対する周知啓発の要請
- (3) 運動スローガンを記載したオリジナル携帯カードの利用勧奨による意識啓発

資料1 「運動周知用チラシ」

資料2 「オリジナル携帯カード」

参考1 令和5年 労働者死傷病報告受理件数表（裏面：死亡災害事例）

参考2 令和6年 労働者死傷病報告受理件数表（裏面：死亡災害事例）

※ 参考1、参考2は令和6年2月末現在の速報値

参考3 労働災害の推移

参考4 第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画の概要

労働災害に あわないために

安全行動再確認運動実施中!!

❖ いそがない

忙しい時ほど 落ち着いて

❖ あせらない

あせりは禁物 事故のもと

❖ おこたらない

横着するのは 危険です

手順を守ってひとつずつ

不安全行動
しない!!



厚生労働省

群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない



手順を守ってひとつずつ

安全行動再確認運動実施中!!  群馬労働局

<参考>

群馬労働局ホームページ上の掲載先は以下のとおりです。

【運動周知用ページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/
hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzenkoudou_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzenkoudou_00001.html)



※ 『周知用チラシ』と『個人配付用カード』の印刷用データは、
上記ページに配置してあります。

令和 5 年 労働者死傷病報告受理件数表

令和 6 年 2 月 末 現在
群 馬 労 働 局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		132	278	53	226	16	48	9	762	758	4
	食料品製造業	54	104	10	45	8	12	2	235	237	-2
建 設 業		3	1	2	1		1	1	9	1	8
	木造家屋等建築工事業	63	85	27	43	9	11	13	251	221	30
運 輸 交 通 業		47	130	14	110	10	7	4	322	315	7
	道路貨物運送業	38	123	12	107	7	7	3	297	301	-4
林 業		4	1	4	2	5	4	6	26	20	6
小 売 業		55	130	29	63	12	9	5	303	277	26
社会福祉施設		67	91	27	32	12	10	6	245	213	32
接 客 娯 楽 業		21	38	8	28	17	3	18	133	154	-21
	飲食店	13	26	6	20	2	2	1	70	58	12
上記以外の事業		2	1						3	1	2
	清掃・と畜業	120	209	25	103	24	17	18	516	508	8
計		5	4	3	2		2	1	17	6	11
		509	962	187	607	105	109	79	2,558	2,466	92
前 年 同 期		510	949	157	515	149	117	69	2,466		
増 減		5	2	3		-2	2	1	11		
		-1	13	30	92	-44	-8	10	92		

災害の種類別・署別		高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の型別	墜落・転落	2	1	1				1	5		5
		83	144	22	70	21	12	17	369	364	5
	転 倒	130	239	48	124	28	23	18	610	590	20
	はさまれ・巻き込まれ	52	113	1	86	13	10	11	311	345	-34
	切れ・こすれ	33	66	5	47	5	10	3	169	154	15
	動作の反動・無理な動作	69	181	25	108	18	19	10	430	385	45
起因物別	建設機械等	5	10	1	1		2	4	2		2
				2	5	5			33	29	4
	食品加工用機械	5	18		3	4	2	1	33	46	-13
	トラック	1			1		1		3		3
		39	66	9	53	7	7	3	184	179	5
外国人の災害		17	82	12	94	8	4	7	224	174	50
建設公共工事の災害		2		1	1		1		5	1	4
		9	10	4	5	3	4	5	40	31	9

注 1 この表は、死亡及び休業 4 日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。
 4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 死亡災害事例

令和6年2月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 18時頃 30～49人	60歳代 教員	校内の階段踊り場に倒れていたところを発見された。	その他の 教育研究業	墜落、転落	階段、栈橋
2	2月 15時頃 30～49人	50歳代 作業員	町道陥没箇所の復旧作業で、路盤のアスファルト等を掘削中、護岸ブロック積擁壁裏の地盤が浸食されていたため、擁壁が町道側に傾き、近くにいた被災者の下半身が擁壁と地山の間にはさまれた。	道路建設工事業	崩壊、倒壊	建築物、構築物
3	2月 0時頃 100～299人	40歳代 運転者	県外の荷主先敷地内でフォークリフトを使用してトラックから荷降ろし中、荷台の状況を確認するため、フォークリフトから降りてトラックとの間にいたところ、フォークリフトが逸走してはさまれた。	一般貨物自動車 運送業	はさまれ・ 巻き込まれ	フォークリフト
4	3月 16時頃 1～9人	20歳代 運転者	建築物の基礎工事中、丁張（木杭）を取除くため、ドラグショベルの作業半径内に立ち入ったところ、旋回したドラグショベルのバケット部分に激突された。	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	激突され	掘削用機械
5	3月 14時頃 10～29人	60歳代 作業員	杉の木（胸高直径45cm、樹高21m）を同僚が伐採したがかかり木となり、重機でかかり木を牽引処理する作業中、かかり木が倒れ、下敷きになった。	木材伐出業	激突され	立木等
6	3月 16時頃 1～9人	40歳代 作業員	太陽光パネルを高さ約3mの架台に設置するため、パネルを入れたラックをトラクターショベル（バケットをフォークに変更）で持ち上げ、ラックに脚立で上がって作業していたところ、ラックがフォークから脱落すると同時に墜落し、被災者の上にパネルが落下した。	機械器具 設置工事業	墜落、転落	整地・運搬・ 積み込み用機械
7	3月 15時頃 1～9人	50歳代 作業員	配水場改修工事でアンカーボルトの削孔を行うため、深さ5mのマンホール内に発電機（内燃機関）を設置し、使用していたところ、一酸化炭素中毒になった。（1人死亡、3人休業）	上下水道工事業	有害物等との接触	原動機
8	5月 10時頃 10～29人	60歳代 作業員	事業場敷地内の擁壁の上にフェンスを設置するための基礎工事中、約5m下の地面に転落した。	その他の 土木工事業	墜落、転落	作業床、歩み板
9	6月 9時頃 100～299人	50歳代 作業員	工場内の機械設備（重量約1t）を移動させる際、機械を平台車に載せ、フォークリフトで牽引していたところ、機械が傾き、補助作業を行っていた被災者が機械と壁の間にはさまれた。	プラスチック製品 製造業	崩壊・倒壊	人力運搬機
10	7月 16時頃 1～9人	20歳代 作業員	12階建てマンションの修繕工事に使用したクサビ緊結式足場の解体中、足場作業用リフトに足場材を積み込むため、手すりを外しておいたところ、その開口部から約17m下の地面に墜落した。	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	墜落、転落	足場
11	8月 9時頃 100～299人	40歳代 販売店員	所属店舗内の従業員専用階段前の通路で倒れているところを発見された。	その他の小売業	その他	その他の起因物
12	9月 12時頃 10～29人	40歳代 作業員	出張先の事業場にある変電設備の調査のため、キュービクル内部の変圧器の銘板を確認していたところ、充電部分に接触して感電した。	その他の事業	感電	電力設備
13	11月 8時頃 1～9人	40歳代 運転者	護岸ブロック積擁壁の裏込め材の運搬を担当していた被災者が、護岸天端から約4m下の河床基礎コンクリート部に墜落した。	河川土木工事	墜落、転落	その他の仮設物、 建築物、構築物等
14	12月 4時頃 1～9人	40歳代 運転者	トラックにて建築資材納品のため、関越自動車道の走行車線を走行中、後方から大型トラックに追突され、追越し車線上で停車したところをトレーラーに追突された。	その他の 建築工事業	交通事故	トラック
15	12月 2時頃 30～49人	40歳代 運転者	北関東自動車道を走行中、車両が故障したため、車両を路肩に寄せ、応援に来てトラックに荷を積替えていたところ、故障した車両に後方からトレーラーが追突。その際、応援に来て積替え作業をしていた被災者が、追突された故障車と壁高欄の間にはさまれた。	一般貨物自動車 運送業	交通事故	トラック
16	12月 16時頃 10～29人	50歳代 運転者	工事現場の廃材をトラックに積み帰社途中、県道の下り左カーブを曲がり切れずにブロック塀に衝突し、運転手が死亡し、同乗者1名が負傷した。	その他の 建築工事業	交通事故	トラック
17	12月 17時頃 10～29人	40歳代 作業員	帰宅するため、職場の敷地内を自家用車で走行中、外灯に正面衝突した。	火葬業	激突	乗用車、バス、 バイク

注)記述内容は上記期日時点の情報を取りまとめたものであり、今後、変更になる可能性があります。

令和 6 年 労働者死傷病報告受理件数表

令和 6 年 2 月 末 現在
群 馬 労 働 局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		14	23	2	1 22	6		1	1 68	69	1 -1
	食料品製造業	8	9	1	3	1			22	17	5
建 設 業		3	10	1 2	3	3	1	2	1 24	1 25	-1
	木造家屋等建築工事業	1	2						3	2	1
運 輸 交 通 業		6	14		9		2		31	1 33	-1 -2
	道路貨物運送業	6	13		9		2		30	1 31	-1 -1
林 業										3	-3
小 売 業			8	1	1		1	2	13	21	-8
社会福祉施設		3	10		1	1		1	16	18	-2
接 客 娛 楽 業		1	8	2		3		4	18	12	6
	飲食店	1	4	1					6	5	1
上記以外の事業		1 11	30	1	11			2	1 55	1 53	2
	清掃・と畜業	1 2	5		1				1 8	12	1 -4
計		1 38	103	1 8	1 47	13	4	12	3 225	3 234	-9
	前年同期	2 37	90	1 21	1 49	16	13	8	3 234		
増 減		-1 1	13	-13	1 -2	-3	-9	4	-9		

災害の種類別・署別		高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の 型別	墜落・転落	1 8	18	1	7	1	1	1	2 36	1 28	1 8
	転 倒	10	28	5	7	9	2	7	68	58	10
	はさまれ・ 巻き込まれ	4	6	1	6	1		1	19	1 26	-1 -7
	切れ・こすれ	4	5	1	5				15	21	-6
	動作の反動・ 無理な動作	4	18		7		1	1	31	38	-7
起 因 物 別	建設機械等	1	1						2	5	-3
	食品加工用機械	1	4		1				6	3	3
	ト ラ ッ ク	5	5		5				15	12	3
外国人の災害	2	9		5	1		1	18	10	8	
建設公共工事の災害	1	1	1		1		1	5	1 6	-1 -1	

注 1 この表は、死亡及び休業 4 日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。
 4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

令和6年 死亡災害事例

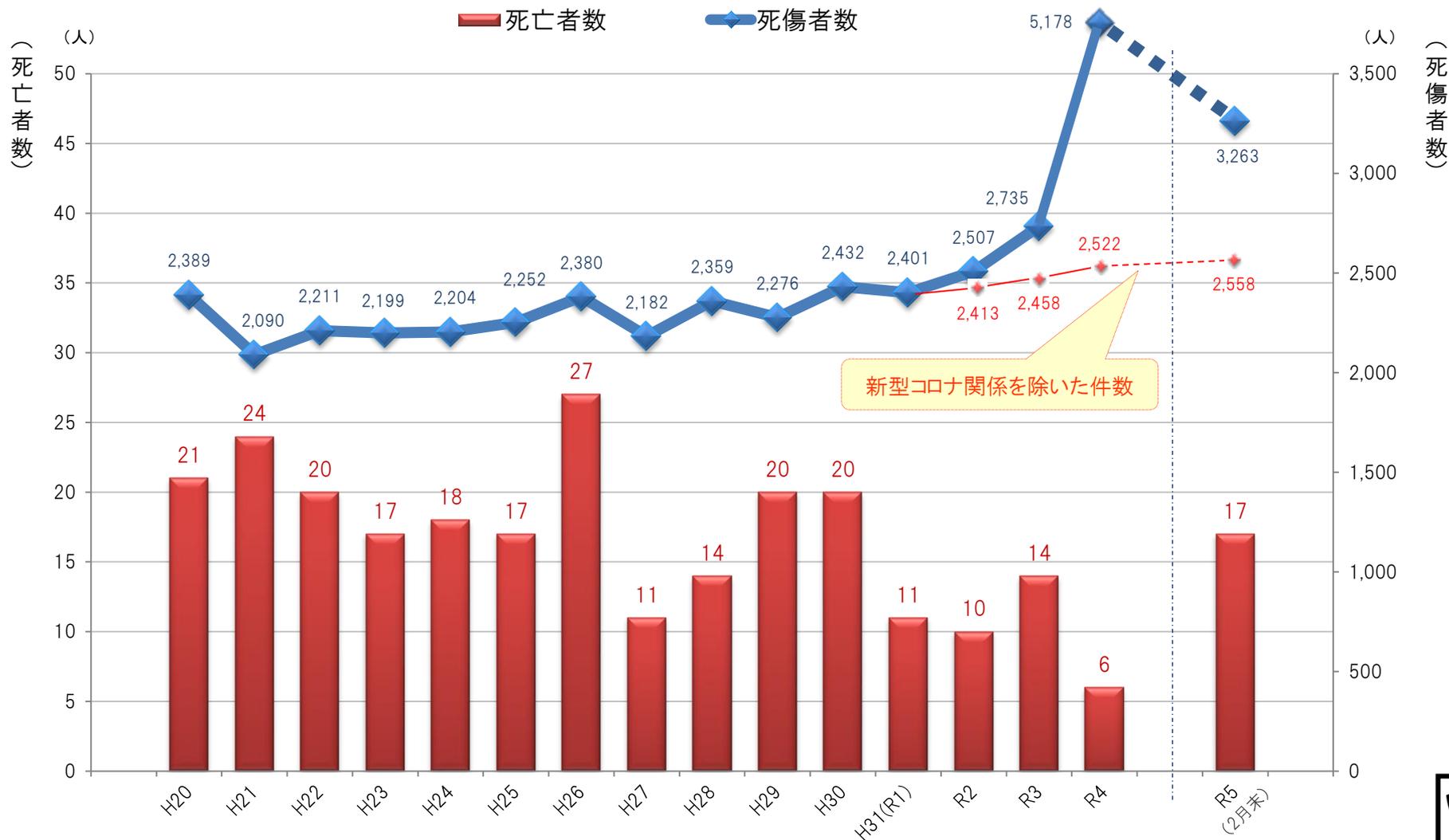
令和6年2月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 15時頃 10～29人	50歳代 管理者	三脚脚立を使用して敷地内の立木の剪定作業をしていたところ、脚立より墜落した。	火葬業	墜落、転落	はしご等
2	2月 14時頃 1～9人	50歳代 作業員	民地の整地等を行うため、生活道路の橋（橋長8m×幅員3.4m）をドラグショベルを運転して渡っていたところ、床版が崩落し、ドラグショベルとともに3.9m下の沢に墜落した。	土地整理土木 工事業	墜落、転落	建築物、 構築物
3	2月 17時頃 300人～	60歳代 作業員	天井クレーンを使用して金型を置き場へ移動する作業中、玉掛用具のベルトスリングを外したものの、スリングの1本が金型に掛かった状態だったため、1点吊りとなり金型がずれて胸部をはさまれた。	自動車・同付 属品製造業	激突され	クレーン

注) 記述内容は上記期日時点の情報を取りまとめたものであり、今後、変更になる可能性があります。

労働災害の推移

【休業4日以上死傷者数の推移（令和6年2月末現在）】



出典：労働者死傷病報告

第14次労働災害防止計画に基づき、 群馬労働局推進計画の概要

令和5年(2023年)4月1日▶令和10年(2028年)3月31日

計画のねらい

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

また「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への意識変革の促進は、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めています。

こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれます。

8つの重点対策

5 個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

6 業種別の
労働災害防止対策の
推進

陸上貨物運送事業／建設業／
製造業／林業

7 労働者の
健康確保対策の推進

メンタルヘルス／過重労働／産業保健活動

8 化学物質等による
健康障害防止対策の
推進

化学物質／石綿／粉じん／熱中症／
騒音／電離放射線

1 自発的に
安全衛生対策に
取り組むための
意識啓発

2 労働者（中高年齢の
女性を中心に）の
作業行動に起因する
労働災害防止対策の
推進

3 高年齢労働者の
労働災害防止対策の
推進

4 多様な働き方への
対応や
外国人労働者等の
労働災害防止対策の
推進

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生分野にも企業の社会的な認知度や評価の向上が期待できる制度があります。

ポイント

- 国等が行う各種の支援策や労働安全衛生コンサルタント等の専門家を活用しながら、自主的な安全衛生活動を推進しましょう
- 安全衛生活動に意欲的、積極的に取り組んでいることの証として、右の各種制度への申込みを検討しましょう

メリット

- 労働災害の発生に伴う人的・社会的・経済的な損失を回避・軽減できます
- 安全衛生水準の向上により組織が活性化され、業績の向上が期待できます
- 企業の社会的な認知度や評価が高まることで、人材の確保がしやすくなります

SAFEコンソーシアム加盟制度

増加傾向にある転倒や腰痛などの労働災害の問題を自分ごとと捉え、関係する全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業・団体等で共同体（コンソーシアム）を構成し、問題の協議や相互の取組の共有等により、安全衛生に取り組む加盟者の認知度向上などをサポートしていく仕組みです

SAFE
コンソーシアム
ポータルサイト



安全衛生優良企業公表制度

労働者の安全や健康確保対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を認定し、企業名を公表して、社会的な認知を高めることにより、安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です

安全衛生優良
企業公表制度
(厚生労働省HP)



健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です

健康経営優良
法人認定制度
(経済産業省HP)



※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

作業行動に伴う**転倒**や**腰痛災害**は、中高年齢の女性をはじめとして高年齢労働者で高い発生率となっています。

ポイント

- 雇用形態を問わず安全衛生教育を実施しましょう
- ハード・ソフト両面から対策に取り組みましょう
- エイジフレンドリーガイドラインを活用しましょう
- 介護職場でのノーリフトケアを進めましょう

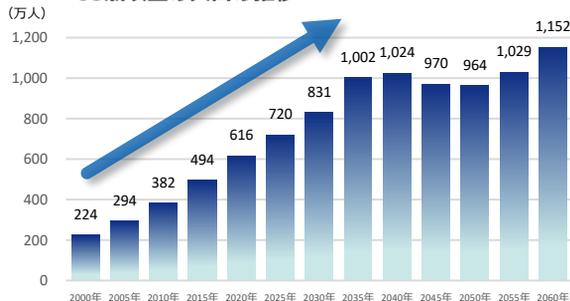
エイジ
フレンドリー
ガイドライン
(PDF)



保健衛生業
における
腰痛の予防
(厚生労働省HP)

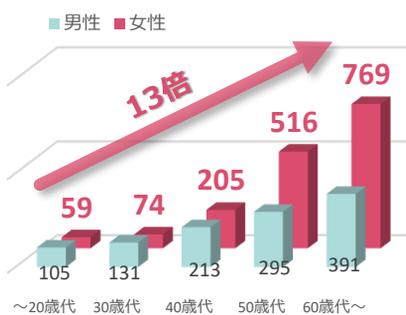


85歳以上の人口の推移

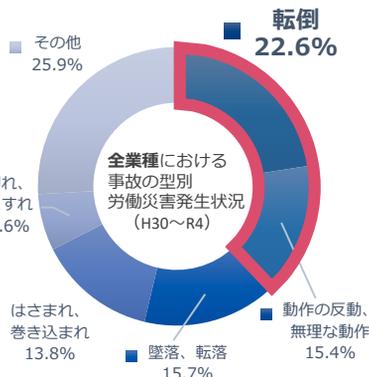
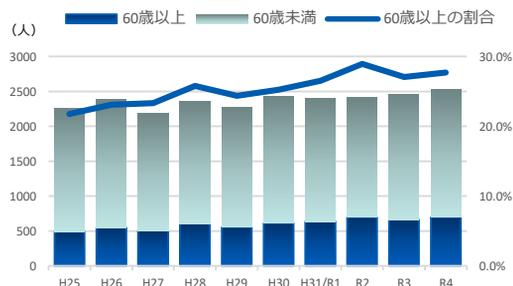


資料：2025(令和7)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2018年推計)」の出生中位・死亡中位結果、2020(令和2)年以前は、総務省統計局「国勢調査」より厚生労働省老健局総務課において作成

男女別転倒災害発生状況(H30～R4)



労働災害による死者数
全年齢に占める60歳以上の占める割合



④多様な働き方への対応や 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

KEYWORDS

副業・兼業 ガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

テレワーク ガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/000759469.pdf>

一人親方等の 安全衛生対策に ついて



作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しては、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



外国人労働者に向けた 安全衛生教育・マニュアルの活用



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

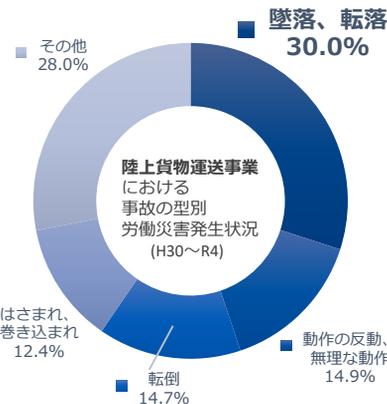
⑥業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業



ポイント

- トラックからの墜落・転落災害をなくしましょう
- 荷役作業安全対策ガイドラインを活用しましょう
- 腰痛防止対策をすすめましょう



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(PDF)

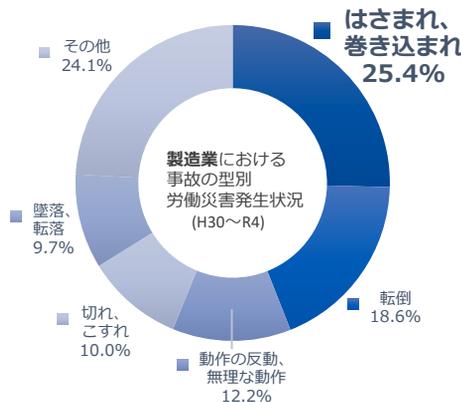


製造業



ポイント

- はさまれ・巻き込まれ災害をなくしましょう
- 機械を安全に使うためにリスクアセスメントを実施しましょう
- 危険感受性を高めるためVRを活用しましょう



製造業リスクアセスメント実施支援(職場のあんぜんサイト)



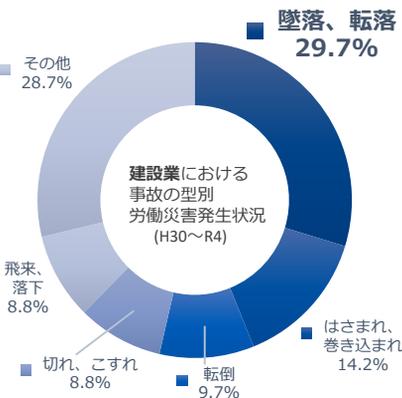
VR教材(YouTube)



建設業

ポイント

- 墜落・転落による死傷災害をなくしましょう
- 脚立・はしごは安全に使いましょう
- リスクアセスメントを実施しましょう



建設業リスクアセスメント実施支援(職場のあんぜんサイト)



林業

ポイント

- 死亡災害を撲滅しましょう
- 伐木作業の安全ガイドラインを活用しましょう
- 緊急連絡体制を整備しましょう
- 通信機器の配備・整備をすすめましょう



チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(PDF)



⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策

ポイント

- ストレスチェックを実施し、結果から集団分析を行いましょう
- 集団分析を活用して、職場環境を改善しましょう
- 職場のハラスメント防止対策に取り組みましょう

職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等
(厚生労働省HP)



働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」



過重労働対策

ポイント

- 時間外労働・休日労働を削減しましょう
- 年次有給休暇の取得促進を図りましょう
- 勤務間インターバルの導入に努めましょう



ハラスメント対策の総合情報サイト
「あかるい職場応援団」



過重労働による健康障害を防ぐために(PDF)



産業保健活動の推進

ポイント

- 医師等による面接指導や、相談支援を充実しましょう
- 産業保健スタッフ（産業医・衛生管理者等）を確保しましょう
- 治療と仕事の両立の相談支援を受けられる環境を整備しましょう

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
「治療と仕事の両立支援ナビ」



⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質・熱中症・騒音等

ポイント

- 化学物質を製造したら、譲渡提供時には危険性・有害性の情報を通知（ラベル表示・SDSの交付）しましょう
*SDSには、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載
- 化学物質を取り扱うときは、SDS等に基づきリスクアセスメントを実施しましょう
- 暑さ指数を活用しましょう
- 騒音障害防止ガイドラインを活用しましょう



職場における化学物質対策について(厚生労働省HP)



STOP! 熱中症
クールワーク
キャンペーン
(厚生労働省HP)



騒音障害防止
ガイドライン
(PDF)



石綿（アスベスト）・粉じん

2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要です。

ポイント

- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査※を実施しましょう
※ 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月施行）
- 粉じんにばく露しないため呼吸用保護具を適切に選択し、使用を徹底しましょう

第10次粉じん障害防止総合対策(PDF)



厚生労働省

群馬労働局

労働基準部 健康安全課

〒371-8567

群馬県前橋市大手町2-3-1

Tel 027-896-4736

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html

